

公的研究費等の運営・管理に関する通報(告発)窓口

東洋英和女学院大学（以下「本学」という。）では、公的研究費等[注]の運営・管理に関する不正な行為等について、大学の内外を問わずどなたでも通報することができる通報窓口を設置しました。

[注]本学における「公的研究費等」とは、科研費をはじめとする公的研究費・補助金のほか、外部研究費および学内研究助成・研究所経費を含むものとする。

通報(告発)窓口

名称 東洋英和女学院大学 学長室

住所 〒226-0015 横浜市緑区三保町 32 E-mail gakusitu@toyoeiwa.ac.jp

電話 045-922-7250（平日 9:00～17:30） F A X 045-922-6643

通報(告発)の方法

窓口への電話、FAX、E-mail、書面の送付、及び面会による通報を受け付けます。通報(告発)の際には、以下の項目についてわかる範囲で具体的にご連絡ください。

通報(告発)対象者について

- ・氏名
- ・所属

通報(告発)内容について

- ・不正発生の時期、場所
- ・対象となる資金（資金名称、課題名等）
- ・不正の種類（預け金、架空請求、請求書・納品書の日付の改ざん等）
- ・不正とする根拠
- ・不正を知った経緯

通報(告発)者について

- ・氏名
- ・所属
- ・連絡先

通報(告発)者の保護

公益通報者保護法の規定を遵守し、公益通報者の保護を図ることを目的とする東洋英和女学院公益通報者保護法規程に基づき、以下の通り通報(告発)者を保護します。

- ・通報(告発)者が通報(告発)したことを理由として、通報(告発)者に対して解雇その他のいかなる不利益取扱いも行いません。また、通報(告発)者の職場環境が悪化することのないように努めます。
- ・通報(告発)者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則等に従って処分を課すことができます。
- ・本学及び本規定に定める業務に携わる者は、通報(告発)された内容及び調査で得られた個人情報等を正当な理由なく開示することはありません。また、正当な理由なく個人情報を開示したのに対し、本学院個人情報の保護に関する規定により処分を課すことができます。

留意事項

調査の結果、通報(告発)が虚偽及び、他人を誹謗中傷するもの、悪意に基づくものであることが判明した場合は、刑事告発等を含む措置を講ずることがあります。